

都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議

我が国の景気は、緩やかに回復してきたが、米国の通商政策や物価上昇の継続の影響により我が国の景気を下押しするリスクが高まっており、今後の地方財政を取り巻く環境は厳しいものになることも想定される。

もとより、今日の地方財政は、超高齢・人口減少社会を迎え、地方創生への取組をはじめ、こども・子育て政策の強化等による人口減少対策の推進、物価高騰への対応、福祉・医療・教育の充実、デジタル化、脱炭素化の推進、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して都市自治体の果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加の一途にあることから、都市税財源の確保がこれまで以上に重要である。

加えて、都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等、地方の発意を活かした地方分権改革を着実に推進していく必要がある。

国においては、以下のとおり、都市自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化、地方分権改革の推進を図るよう強く求める。

（地方一般財源総額の確保）

社会保障関係費や人件費の増加、物価高への対応をはじめ、地方創生やデジタル化の推進、人口減少対策や防災・減災対策の強化など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、令和8年度においても、都市自治体が引き続き安定的な財政運営を行えるよう、一般財源総額を増額確保すること。

また、地方交付税については、その総額を確保・充実するとともに、恒常的な財源不足については、臨時財政対策債によることなく、法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

さらに、地方債についても必要な総額を確保するとともに、各種課題を踏まえ、要件の緩和や拡充等の見直しを行うこと。

（物価高騰対策等に係る地方財源の確保）

現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の経済状況や米国の関税措置による地域経済への影響等を踏まえつつ、十分な地方財源を確保すること。

（地方交付税の算定の充実）

基準財政需要額の算定に当たっては、個別の都市自治体の実態をより適切に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

（固定資産税の確保）

固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、経済対策や政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

（自動車関係諸税の確保）

軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、CASE（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえたうえで、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

また、いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方の意見を尊重し、地方の減収については代替の恒久財源を措置するなど、地方の財政運営に支障が生じることのないよう安定的な財源を確保すること。

（地方分権改革の推進）

都市自治体が超高齢・人口減少社会においても自主的・主体的かつ安定的に行財政運営を行うことができるよう、基幹税の拡充を中心に税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するなど、都市税財源の充実強化を総合的に図るとともに、地方分権改革を推進すること。

地方分権改革については、都市自治体の発意に根ざし、国と地方が協力して住民サービスの充実に取り組む提案募集方式を活用し、「従うべき基準」を含めた義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等を更に進めること。

また、都市自治体からのデジタル化に関する提案については、住民サービスの向上や都市自治体の業務効率化につながり、地方分権改革を深化させるものであることから、提案を積極的に実現すること。

あわせて、都市自治体の計画策定等については、策定を義務付けず、「努力義

務規定」や「できる規定」としていても、これを財政支援等の要件としていることなど、計画を策定せざるを得ないケースも多く、都市自治体が進める主体的な取組を阻害していることから、令和5年3月に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを含め、地方の負担軽減に資する具体的な取組を進めること。

国においては、地方と真摯な協議を行いながら、真に地方分権の理念に沿った改革を推進すること。

（国庫補助金等の補助単価等の適正化）

国庫補助金等については、都市自治体の新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地域の実情を踏まえて補助金等の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図るとともに、補助単価等については現下の資材価格の高騰等の実態に即した見直しを行い、そのために必要な予算額を確保すること。

（こども・子育て政策の強化）

「こども未来戦略」をはじめ、こども・子育て政策の強化に向けた施策には、都市自治体を通じて実施されるものも多く、その具体化に当たっては実施主体となる自治体の実情を十分に踏まえたうえで着実に実施できるものとする。

また、こども・子育ての基本となるべき施策については、地域格差が生じることのないよう、国の責任において、地方負担分も含めて必要な財源を確実に確保するとともに、自治体独自の取組についても、計画的にサービス提供できるよう、安定的な地方財源を確保すること。

「子ども・子育て支援金制度」については、国民の理解が得られるよう、国が主体となり、分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うこと。

さらに、物価高騰等の現下の社会経済情勢が、公定価格で運営されている保育施設等の経営に甚大な影響を及ぼしているため、緊急に十分な財政支援を行うこと。

加えて、こども誰でも通園制度の本格実施をはじめ保育等の充実が求められており、他業種と比較して低水準である給与の見直しを含む更なる処遇改善を図るなど、担い手の確保等に対する必要な措置を講ずること。

（学校給食無償化）

いわゆる給食無償化について、その趣旨・目的を明確にするとともに、国の制度として実施する場合、全国どこ自治体においても格差なく取り組めるよう、その費用については全額国費で措置し、学校給食の質の維持や、食材に係る地域の価格水準等による差異、食材価格の変動などの課題を十分に踏まえ、慎重に検討すること。また、制度設計や工程等については、早期に内容を明ら

かにするとともに、自治体の意見を十分に踏まえること。

（公立病院への財政支援等）

公立病院等のおかれている厳しい経営状況を踏まえ、病院事業への操出金等に係る財政措置を拡充すること。

また、公立病院等の医療機関は、物価高騰や賃上げの社会経済情勢も相まって極めて厳しい経営状況に直面していることから、地域医療提供体制に影響を及ぼすことのないよう、緊急に十分な財政支援を講じるとともに、医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）について、地域医療を支える公立病院等に対しても必要な給付金の支給が行われるよう、十分な財源を確保すること。

以上決議する。

令和7年6月4日

全 国 市 長 会